

## 区内中小企業をサポート

まちや地域の活性化のためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種助成などを行っています。

☒ 経済課産業振興係(区役所4階29番)にある申込書に必要書類および資料を添付し窓口で☎3647-2332



**創業店舗の賃料 知的財産権取得費  
 各種PR経費 製品開発関連費用などを補助**

区およびK-NETホームページに  
 詳細な条件を掲載中  
 補助対象や内容、条件などの詳細  
 は区ホームページまたは中小企業  
 支援サイトK-NET(☒) <http://www.k-net.koto.tokyo.jp/>を  
 ご覧ください

▲各種経費の補助などで、中小企業の皆さんをサポートしています(写真は区内印刷会社で)。

創業支援 事務所・店舗等の賃料										
対象経費	事務所・店舗等の賃料(敷金・礼金等は補助対象外)									
金額・期間	下表のとおり・2年									
対象者	平成26年度内に創業し、借り上げる事務所・店舗等が区内にあるもの									
件数	製造業2件、製造業以外3件※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員に通知									
締切	7/31(木)									
交付	事業完了後、実績報告書に基づき交付									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助月数</th> <th colspan="2">上限額と補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助開始月～12か月目(1年目)</td> <td>製造業月額 10万円 製造業以外月額 5万円</td> <td>月額賃料の1/2以内 月額賃料の1/4以内</td> </tr> <tr> <td>13か月目～24か月目(2年目)</td> <td>製造業月額 5万円 製造業以外月額 3万円</td> <td>月額賃料の1/2以内 月額賃料の1/4以内</td> </tr> </tbody> </table>		補助月数	上限額と補助率		補助開始月～12か月目(1年目)	製造業月額 10万円 製造業以外月額 5万円	月額賃料の1/2以内 月額賃料の1/4以内	13か月目～24か月目(2年目)	製造業月額 5万円 製造業以外月額 3万円	月額賃料の1/2以内 月額賃料の1/4以内
補助月数	上限額と補助率									
補助開始月～12か月目(1年目)	製造業月額 10万円 製造業以外月額 5万円	月額賃料の1/2以内 月額賃料の1/4以内								
13か月目～24か月目(2年目)	製造業月額 5万円 製造業以外月額 3万円	月額賃料の1/2以内 月額賃料の1/4以内								
*製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」										

展示会・見本市への出展経費	
対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	補助対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内の中小企業または区内中小企業団体
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市およびフェアへの出展※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告に基づき交付

知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費	
対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあつては上限30万円)
対象者	区内に本社を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
件数	各5件(予定)
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付

ホームページ作成費	
対象経費(※)	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説本の購入費(自作作成の場合)
金額	補助対象経費の2分の1以内で5万円を上限※中小企業団体が新規に開設するホームページは、補助対象経費の2分の1以内で30万円を上限
対象者	区内の中小企業(遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、宗教法人などの業種を除く。)または区内の中小企業団体(江東区中小企業登録団体で商店会を除く。)
条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請すること ○江東区中小企業支援サイト「K-NET」に会員登録(無料)し、事業完了期限の平成27年3/20(金)ごろまでに事業を完了(作成済のホームページをインターネット上にアップロードのうえ、経費の支払いを全て終了し、実績報告書を提出)すること ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部ではないこと ○既にあるホームページの変更更新でないこと
交付	書類審査で適否を決定し、事業完了後、補助条件等を確認し実績報告に基づき交付

※対象外経費[通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費]

産学連携による共同研究費	
対象経費	大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金
金額	補助対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象事業(※)	中小企業等が、大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成26年度中に事業完了が見込めるもの
対象者	区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業または中小企業団体
件数	3件(件数に達した時点で終了)
交付	書類審査および面接審査(プレゼンテーション)で補助の適否を決定し、実績報告に基づき交付

※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る

**融資制度の情報は3月21日号4面に掲載**  
 区内中小企業の方が事業資金を低金利で借り入れできるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。

都立産業技術研究センター利用料	
対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術試験、各種試験機器、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用し、実際に支払った利用料
金額	補助対象経費の3分の2以内で、年度内15万円限度
対象者	区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業

新製品・新技術広告宣伝費	
対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体の掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内に本店および主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※今年度から、2年度続けての申請は、できなくなりました。
件数	3件(予定)
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告に基づき交付
申請書受付	4/21(月)～

環境認証等取得費	
対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内に本社および環境認証等を受ける事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※認定を受ける前に必ず申請してください。
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告に基づき交付

対象事業	対象経費	補助率	限度額
ISO9001認証取得	審査登録機関の審査に要する費用、コンサルタント委託料	1/2以内	50万円
ISO14001認証取得			
ISO27001認証取得			
エコアクション21認証取得 プライバシーマーク認定取得			20万円